



市 章

大津市公報

令 和 5 年 7 月 3 日
号 外 (第 4 2 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則
52 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則…………… 1

規 則

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年7月3日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第52号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表第2項の表指定特定相談支援事業所等体制整備補助金の項の次に次のように加える。

児童健全育成事業費補助金	児童館において親子交流等を行う保護者等で組織された団体が当該児童館と連携、協力し、推進する児童健全育成事業に要する経費の一部を補助し、もって児童館を拠点とした保護者相互の連帯と地域ぐるみの児童の健全育成を図ること。
多様な集団活動事業利用料補助金	小学校就学前の子どもが多様な集団活動事業を利用するのに要する経費の一部を補助することにより、保護者の経済的な負担を軽減し、もって児童の福祉の増進を図ること。
子ども食堂等支援事業費補助金	子ども食堂又はフリースペースを実施する事業に要する経費の一部を補助することにより、地域における子どもの居場所づくり及び地域住民との交流の機会の確保を促進し、もって福祉の増進を図ること。

別表第2項の表中

「

児童健全育成事業費補助金	児童館において親子交流等を行う保護者等で組織された団体が当該児童館と連携、協力し、推進する児童健全育成事業に要する経費の一部を補助し、もって児童館を拠点とした保護者相互の連帯と地域ぐるみの児童の健全育成を図ること。
多様な集団活動事業利用料補助金	小学校就学前の子どもが多様な集団活動事業を利用するのに要する経費の一部を補助することにより、保護者の経済的な負担を軽減し、もって児童の福祉の増進を図ること。
養育費に関する公正証書等作成支援補助金	養育費の取り決めに係る公正証書等を作成するひとり親に対し、その公正証書等の作成に必要な経費の一部を補助し、もって福祉の増進を図ること。

を

「

養育費に関する公正証書等作成支援補助金	養育費の取り決めに係る公正証書等を作成するひとり親に対し、その公正証書等の作成に必要な経費の一部を補助し、もって福祉の増進を図ること。
---------------------	---

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。